

令和7年度第4回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和8年1月20日（火）15:30～18:10

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：8名

(1) 委員：5名

会 長	河井 耕治（沖縄弁護士会）
委 員	矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）※ オンライン参加
委 員	小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）※ オンライン参加
委 員	奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）
委 員	池味 エリカ（沖縄弁護士会）

(2) 事務局：3名

女性力・ダイバーシティ推進課長、人権・男女共同参画班長、担当主幹

4 公開・非公開の別 非公開

5 議題等

(1) 議題

ア 検討事項

- (ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について
- (イ) 罰則規定について
- (ウ) インターネット・モニタリングについて

イ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

(2) 報告事項

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った

(1) 議題

ア 検討事項

(ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について

令和7年度第3回審議会に引き続き審議を行った。

【審議結果】

- ・ 条例第9条に基づく施策については、現行の条文の文言の改正は必要ないが、「沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）解釈及び運用の指針」（以下「解釈運用指針」という。）を見直すことについて意見が述べられた一方、意見聴取の結果を踏まえて「県は、沖縄の人々に対する不当な差別的言動の解消に向けた措置を講ずるものとする。」と条文を改正した場合のメリット、デメリットを検討した。
- ・ 答申案について了承された（文言の加除修正については会長に一任された。）。

主な意見は次のとおり。

- 県民という文言は、条例第3条、第5条、第9条及び第13条で使用されている。条文の解釈としては、それらの条文において同じ意味に解

積するのが一番素直である。

- 広報啓発活動やインターネット・モニタリングの調査など、強制力を伴わない活動については、住民票がなくても対象になるといえるようにも思われる。条例立案時にどうだったかは別として、法解釈上は、県民は、県内に住所又は居所を有する人といった概念とも解し得る。
- 沖縄の出身者であることに起因して差別があるということについて調査して広報啓発活動を行うことについては、属地主義にそんなにこだわる必要はない。
- 今の第9条の条文では、差別される側（沖縄出身者）と差別してきた側（非沖縄出身者）の両方を含んでいるため、沖縄出身者に対する差別を許さないというメッセージになっていないという意見もある。
- 「沖縄の人々」という文言に改正することも一案であるが、今の文言のままではできないことでもない。
- 沖縄の人たちが過去激しい差別をされたという被害体験の記憶が精神構造に残っている。現在そういう言動をする人が少ないとしても、過去にそういう差別的な言動が多々あり、傷つけられ続けてきたという歴史を踏まえるのが大事だという意見もある。そういう意味では、「沖縄の人々に対する不当な差別的言動」という改正を行うこともあり得る。
- 「県民」という文言の母集団があまりにも大きく、多様であり、それに続けて「であることを理由とする」としているが、そういう差別は余りないのではないか。沖縄県民であることを理由としているのではなく、沖縄県民の中の、ある一部の人について差別しているのではないか。
- 「沖縄に関する不当な差別」という文言も良いように思う。
- 「沖縄に関する不当な差別」としてしまうと、政治的な内容の言動もだいぶ入ってしまうので、「県民又は県出身者に対する不当な差別」という文言もあり得る。
- 沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査では、「県民であることを理由とする差別」と質問しているが、「沖縄に関する差別を見聞きしたことがあるかと聞けば、「はい」という回答は増えそうな気がする。また、モニタリングを行うに当たって「沖縄に関する差別がないか」といった観点も持ちつつ取り組むことも考えられる。そうすると、条文を改正しなくても広報啓発活動、調査、検討といった運用の中で取り組むことは可能である。
- 県外のモニター調査を実施することはできないか。
- 県人会や、各高校の卒業生の同窓会などに調査することもあり得る。
- そういう調査では、過去のどの時点で差別的な言動を受けたかということを知るのも重要。
- 第9条の精神は、いわゆる沖縄ヘイトをなくしていこうというものがあった。沖縄の人々や沖縄の出身者の人々や色々な沖縄のルーツの人たちに対する差別を少しでもなくしていきたいという思いでこの条文はできたので、その精神に立ち返り、広報啓発活動や調査活動を行うことが大事である。

(イ) 罰則規定について

令和7年度第3回審議会に引き続き検討を行った。

【審議結果】

- ・ 答申案について了承された（文言の加除修正については会長に一任された。）。

(ウ) インターネット・モニタリングについて

令和7年度第3回審議会に引き続き検討を行った。

【審議結果】

- ・ 答申案について了承された。

イ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

前回までに諮問を行った継続審議案件4件、令和8年1月20日付けで諮問を行った1件について審議を行った。新たに諮問した事案について、事務局から、資料に基づき、説明を行った。

【審議結果】

- ・ 継続審議案件中、令和7年度第3回審議会において本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを全会一致で確認した表現活動1件、SNS上の書込み2件に係る答申案について了承された（文言の加除修正については会長に一任された。）。
- ・ 継続審議案件中SNS上の書込み1件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを全会一致で確認し、次回審議会において答申案を検討することとなった。
- ・ 新規審議案件1件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを全会一致で確認し、次回審議会において答申案を検討することとなった。
- ・ 主な意見は次のとおり。
 - 政治的表現が含まれるように見える表現活動については、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性判断に当たり、条例第12条の表現の自由への配慮をどう考えるかが課題。
 - 政治的な背景のある言動であったとしても、対象となっている本邦外出身者等の政治的言動を抑制するような言動は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動であると判断してよい場合もあるのではないか。
 - 新規審議案件については、氏名等の公表は知事の判断ではあるという前提の下、規則の規定により氏名等について非公表とすることもあり得る事案である。

(2) 報告事項

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について事務局から、資料に基づき説明した。

6 閉会

以上